

荒天時の対応について（お知らせ）

1 警報発令時の対応について

- (1) 午前6時の時点において、横浜市北部もしくは居住地の市町村に「大雪、暴風、暴風雪のいずれかの警報以上」または「氾濫、大雨、土砂災害、のいずれかの危険警報以上」が発令されている場合は、生徒は警報等が解除されるまで、登校を見合わせ、自宅待機とする。
- (2) 午前8時30分までに警報等が解除された場合には、3校時の授業から行う。
- (3) 午前11時までに警報等が解除された場合には、5校時の授業から行う。
- (4) 午前11時の時点においても、引き続き上記①の警報等が発令されている場合は、臨時休校とし、生徒は自宅学習とする。

ただし、警報等が解除されても、**自宅周辺の状況や交通機関の不通・乱れによって、登校できない生徒や遅れる生徒には、出席扱いなどの配慮をいたしますのでくれぐれも無理をしないよう注意してください。**

2 行事・定期テストについて

上記1の規定に準じて実施する。定期テストに関しては、1校時目の科目から順次実施する。

3 その他

- (1) 相鉄線が運休の場合は、原則として上記1の規定が準用する。
- (2) その他の鉄道・バス等が運休の場合は、安全に十分配慮して可能な限り登校する。
- (3) 上記1以外でも異常気象等への対応が対応については別途協議し、必要に応じてHP等を用いて連絡をする。
- (4) 台風の直撃が予想される場合などは、もって臨時休校等を判断し、連絡する場合もある。

1 の規定のまとめ		
	状 況	対 応
(1)	午前6時の時点、警報等発令中	→登校を見合わせ、 自宅待機 とする
(2)	午前8時30分までに警報等解除	→3校時の授業から行う
(3)	午前11時までに警報等解除	→5校時の授業から行う
(4)	午前11時の時点、引き続き警報等発令	→ 臨時休校（自宅学習） とする